

吸収分割に係る事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に定める書類)
(変更事項)

2020年3月26日

東北電力株式会社



2020年3月26日

吸収分割に係る事前開示事項（変更事項）

宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 原田 宏哉



当社は、2019年4月25日付で当社の100%子会社である東北電力ネットワーク株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約（以下「本件分割契約」といいます。）に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社が一般送配電事業等に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

今般、会社法施行規則第183条第6号に定める事項に変更が生じたので、同条第7号の規定により、2019年6月4日付「吸収分割に係る事前開示書面」のうち、「吸収分割に係る事前開示事項」第6項第2号を下記のとおり変更いたします（下線は変更箇所）。

記

6. 本件分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(2) 本件分割の効力発生日以後における承継会社の債務の履行の見込み

承継会社の成立の日である2019年4月1日現在の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ1,000万円および0円です。

また、本件分割により、承継会社が当社から承継する予定の資産および負債の額は、それぞれ2兆341億円および3,676億円です。

これらに加え、承継会社の2019年4月1日から現在に至るまでの資産および負債の額に生じた変動ならびに今後本件分割の効力発生日までに予測される承継会社の資産および負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

なお、上記6.(1)に記載のとおり、当社の既存の社債に係る社債権者等の権利を保護するため、本件分割の効力発生日と同日に、承継会社が当社に対して社債を発行することなどを予定しており、当該社債発行等に伴う承継会社の資産および負債の額の変動は、負債の額が1兆3,698億円増加するのみであり、資産の額は変動いたしません。当

該負債の増加を考慮しても承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点ならびに承継会社の収益状況およびキャッシュフロー等に鑑みて、承継会社が当社から承継する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

本事前開示書面は原本と相違がないことを証明します。

2020年3月26日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 原田 宏哉



